

普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与

地方分権一括法による地方自治法の改正により、国の関与等のあり方全体を抜本的に見直し、地方自治法において、その原則、基準、手続等について新たなルールを創設(平成12年4月施行)。

- (1) 機関委任事務制度の下での包括的指揮監督権の廃止(法 § 150、151の削除)
- (2) 法定主義の明文化(法 § 245-2)
…関与は法律又はこれに基づく政令の根拠を要する。
- (3) 基本原則の明文化(法 § 245-3①)
…関与は必要最小限のものとし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない。
- (4) 事務区分に応じた関与の基本類型を提示し、基本類型以外の関与を設けることを制限(法 § 245-3~8)
…個別法に基づく関与を基本類型にできる限り集約することとし、整理縮小。
- (5) 手続ルールの創設(法 § 246~250-6)
…書面主義、許認可の審査基準の設定、標準処理期間の設定等。
- (6) 係争処理手続の創設(法 § 250-7~252)

○ 自治事務

関与の基本類型

- ・助言・勧告(法 § 245-4)
(是正の勧告(法 § 245-6))
- ・資料の提出の要求(法 § 245-4)
- ・協議
- ・是正の要求(法 § 245-5)

※その他個別法に基づく関与

・協議、同意、許可・認可・承認、指示

一定の場合に限定

・代執行、その他の関与

できる限り設けない

○ 法定受託事務

関与の基本類型

- ・助言・勧告(法 § 245-4)
- ・資料の提出の要求(法 § 245-4)
- ・協議
- ・同意
- ・許可・認可・承認
- ・指示(是正の指示(法 § 245-7))
- ・代執行(法 § 245-8)

※その他個別法に基づく関与

・協議

一定の場合に限定

・その他の関与

できる限り設けない

(注) _____ は、地方自治法に一般的な根拠規定が置かれている関与